

米国統一商事法典第二編「売買」二〇〇三年改正の 仮抄訳とコメント

田 澤 元 章

- 一. はじめに
- 二. 主な改正点について
- 三. 改正第一編の仮抄訳とコメント

会に提出された改正草案 (Proposed Final Draft (April 18, 2003)) が承認されたことにより完結し、ここに第二編の改正が成立した。改正作業が始まってから、一九九四年に初めて改正草案が提出されて以後、毎年のように改正草案が提出されてきたが、紆余曲折があり、今年まで改正作業が続いたものである。

一九八〇年代後半に始まった米国の統一商事法典 (UCC: Uniform Commercial Code) 第二編「売買」の改正作業は、十数年の歳月を経て、二〇〇三年五月に開催されたアメリカ法律協会 (ALI: American Law Institute) 第一八回年次総

改正の最終段階の経過について簡単に述べる。まず、二〇〇一年草案がアメリカ法律協会 (ALI) 二〇〇一年年次総会で承認されたが、二〇〇二年の統一州法委員全国会議 (NCCUSL: National Conference of Commissioners on

Uniform State Laws) の年次総会では、二〇〇一年 A L I 年次総会で承認した草案に「一連の修正を施した案を承認した。すなわち、(1) 物品 (goods) の定義、(2) 詐欺防止法、(3) 損害賠償額の確定の三点が、A L I 総会で承認された草案と異なることになった。A L I の評議会 (Council) は、二〇〇二年一月に、N C C U S L の二〇〇二年総会で承認された草案を承認すると同時に、N C C U S L 二〇〇二年年次総会で加えられた修正は重大であり、再度 A L I の年次総会の承認を求めると判断した。そこで、今回の A L I の二〇〇三年年次総会で同草案の承認が求められたわけである。五月二二日から一四日にかけて開催された A L I 第一八回年次総会では、そのまま同草案が承認され、ここに U C C 第二編の改正は成立したわけである。

第二編「売買」の現代化を目指して始まった改正作業であるが、今回の改正によりその目的を達したのかなど改正内容についての詳しい検討は、別稿を予定している。それゆえ本稿では、主な改正箇所について仮の抄訳を示し、簡単なコメントを付すこととする。なお、本稿は、先に述べた今年五月の A L I 第一八回年次総会で承認された改正草案である、The American Law Institute, UNIFORM COMMERCIAL

CODE PROPOSED AMENDMENTS TO ARTICLE 2. SALES - Proposed Final Draft (April 18, 2003) に掲載された条文を訳出したものである。またコメントも多くは、同草案に掲載されている仮公式コメント (Preliminary Official Comment) から適宜採りためたものである。同草案は A L I の公式サイト (<http://www.ali.org>) で入手可能であるが、間もなく二〇〇三年改正を反映した二〇〇四年度の U C C 公式テキストが出版されると思われる。

仮抄訳するに際しては、田島裕教授の「U C C 二〇〇一アメリカ統一商法典の全訳」(商事法務、二〇〇二年)を参照させて頂いた。したがって、本稿は多くを田島教授に負うものであるが、田島教授の訳とは異なる訳し方をした部分もある。もちろん、本稿中の誤りは全て筆者の責任である。

二. 主な改正点について

今回の改正の中で最も激しく議論されたのは、第二編の適用範囲である。ことに、ソフトウェアを含む物品およびソフトウェアそれ自体への第二編の適用可能性が論じられたが、最終的には、第二編の適用範囲については改正せず、(二

一〇二条)「かわりに物品 (goods) の定義規定を変更した(改正一 一〇三条(1)(b)項参照)。改正法は、物品という用語は情報を含まないと定義する。しかし、物品と情報の両方を含む取引、例えば自動車のようなハイテク商品の場合、多くのコンピュータ・プログラムを自動車は含むものであるが、これは第二編の適用対象となると考えられる。このような物品と情報の両方を含む取引のうち、どこまでが第二編の適用対象となるものは、解釈問題であり最終的には裁判所により判断されるものである。

電子契約への対応を可能とすべく、規定の新設および修正が行なわれたが、その多くは、E-sign 法と呼ばれる連邦電子署名法 (Electronic Signatures in Global and National Commerce Act, U. S. C. §87001 et seq.) および統一電子取引法 (UETA: Uniform Electronic Transaction Act) などに基づくものである。

その他、いわゆる書式の争い (battle of forms) に関連して第二章の契約の成立に関する規定を改訂し、消費者保護や買主の保護・救済に関する諸規定を充実させたほか、全体を通じて表現をシエンター・フリーの方向へ改めた。シエンター・フリーとは、例えば、his などの男性代名詞による表現を止

めて、seller's などというように、もとの名詞の所有格などに言い換え、性別について中立的な立場を採用することである。また、先の電子契約への対応とも関連するが、書面 (writing) という語を、電子媒体を含むように記録 (record) と改めることも全体を通じて行なわれている。

三. 改正第二編の仮抄訳とコメント

第一章 略称、一般的解釈および主題

まず、二一〇三条「定義および定義の索引」においては、次のように(1)(b)項以下が全面的に改正された。

二一〇三条 定義および定義の索引

(2) 「顕著な (Conspicuous)」は、用語に関しては、合理的な者がそれに気づくように機能するよう、書かれ、写じられ、提示されていることを意味する。電子記録における用語では、電子代行手段 (electronic agent) により応答されることか意図されたものである場合、合理的に設定された電子代行手段が、個人による当該記録の吟味なしに、それを斟酌しまたは反応することができるような形態で提示されるものを、顕著であるという。用語が顕著であるかどうかは裁判所が決定す

- (i) 自然人に対して、
 - (A) 周囲の本文と同じかより大きい大文字見出し、または同じかより小さいサイズの周囲の本文と対照して目立つ様式・書体・色；
 - (B) 周囲の本文より大きな様式、または、同じサイズの周囲の本文と対照して目立つ様式・書体・色、または、その言葉への注意を喚起するシンボルや他のマークによって周囲の同じサイズの本文から目立たせた、記録や表示の本体の言葉。
 - (ii) 自然人または電子代行手段に対しては、人または電子代行手段が、特定の用語に関して措置を講ずることなく続行できないように、記録に配置ないし表示されている用語
- (c) 「消費者 (Consumer)」とは、商品を購入しまたは購入することを契約する自然人であって、契約の時点で、その商品が主に個人用、家族用または家事用の目的に使用されることが当該自然人によって意図されているもの。
- (d) 「消費者契約 (Consumer contract)」は、商人である売主と消費者との契約を意味する。
- (e) 「引渡し (Delivery)」とは、商品の物理的占有または支配の自発的な移転を意味する。
- (f) 「電子的 (Electronic)」とは、電氣的、デジタル的、磁氣的、無線電信的、光学的、電磁的、または類似の性能を有する事項である。顕著な用語は次のものを含む。
 - (i) 自然人に対して、
 - (A) 周囲の本文と同じかより大きい大文字見出し、または同じかより小さいサイズの周囲の本文と対照して目立つ様式・書体・色；
 - (B) 周囲の本文より大きな様式、または、同じサイズの周囲の本文と対照して目立つ様式・書体・色、または、その言葉への注意を喚起するシンボルや他のマークによって周囲の同じサイズの本文から目立たせた、記録や表示の本体の言葉。
 - (ii) 自然人または電子代行手段に対しては、人または電子代行手段が、特定の用語に関して措置を講ずることなく続行できないように、記録に配置ないし表示されている用語
- (c) 「消費者 (Consumer)」とは、商品を購入しまたは購入することを契約する自然人であって、契約の時点で、その商品が主に個人用、家族用または家事用の目的に使用されることが当該自然人によって意図されているもの。
- (d) 「消費者契約 (Consumer contract)」は、商人である売主と消費者との契約を意味する。
- (e) 「引渡し (Delivery)」とは、商品の物理的占有または支配の自発的な移転を意味する。
- (f) 「電子的 (Electronic)」とは、電氣的、デジタル的、磁氣的、無線電信的、光学的、電磁的、または類似の性能を有する

る技術に関することを意味する。

- (g) 「電子代行手段 (Electronic agent)」とは、個人による検討や行為なしに、電子記録や電子的作動に対して、自主的に全部または一部の行動を起こしたり応答すること或使用されるコンピュータ・プログラムまたは電子的もしくは他の自動化された手段を意味する。
- (h) 「電子記録 (Electronic record)」とは、電子的手段により創造され、生産され、送られ、通信され、受信され、また蓄積される記録を意味する。
- (i) 「外国為替取引 (Foreign exchange transaction)」とは、一方当事者が特定の通貨の量または口座の単位を、他方当事者のもうひとつの異なる種類の通貨または口座の単位を現在か将来の日に引渡すことの合意を対価として、引渡すことを合意する取引であって、引渡が、資金移動、帳簿記録による清算、もしくは他の形態による支払指図、またはその他合意された方法により残高を移転するということを通じて引渡がなされるものを意味する。この用語は、二つ以上の通貨および直物、先物、オプション、もしくは原通貨から派生した他の商品に関係するこの種の取引、およびそれらの取引のいかなる組合せをも含む。この用語は、二つ以上の通貨に関係する取引で、一方または双方当事者が、契約時または将来において、銀行券、硬貨、または他の形態の法貨または正貨の、物理的引渡をなす義務を負う取引を含むもの。

- (j) 「信義誠実 (Good faith)」とは、事実上正直であり、かつ合理的な商業上の公正取引基準を遵守することを意味する。「j」の定義は、当該法域が改正第一編を既に立法化している場合は、採用されるべきではない。改正第一編 1101条② 参照。」
- (k) 「物品 (Goods)」とは、売買契約において、特定の時点で可動物であるすべてのものを意味する。この用語は、将来の物品、ここに製造された物品、未生産の動物、成長中の作物、および 1107条に規定された不動産に付着するその他の特定物を含む。この用語「物品」は、情報や代金として支払われる金銭、第八編の投資証券、外国為替取引の対象、および無体財産を含むもの。
- (l) 「物品の受領 (Receipt of goods)」とは、物品の物理的占有を取得する「j」を意味する。
- (m) 「記録 (Record)」は、有形の記録媒体に記された情報、または電子的もしくは他の媒体に蓄積され且つ知覚できる状態で取り出せる情報を意味する。
- (n) 「救済約束 (Remedial promise)」とは、特定の出来事が生じた場合に、物品の修理または交換、もしくは物品代金の全部または一部の返金を行なう旨の売主の約束を意味する。
- (o) 「売主 (Seller)」とは、物品を売る者または物品を売る契約をする者を意味する。
- (p) 「署名 (Sign)」とは、記録を認証または採択する現在の意

図B:

- (i) 有形のシンボルを施工または採用すること；または
- (ii) 電子音やシンボルや処理を記録に接合ないし論理的に関連させること。

顕著性 (conspicuous) の一般的基準は、「当該用語が合理的人間によって気づかれるものかどうか」であり、改正法は、顕著性の概念を電子記録形態の用語を含むように拡大したものである。1101条(ii)項をもとにした条文であり、定義を詳細にし、電子取引に対応したものである。

電子的 (electronic) / 電子代行手段 (electronic agent) / 電子記録 (electronic record) などとは、統一電子取引法 (UETA) や連邦電子署名法 (E-sign 法) の定義に倣って規定されたものである。

救済約束 (remedial promise) の内容は限定列举であり、定義で述べられた「修理または交換、もしくは物品代金の全部または一部の返金」以外は救済約束とはならない。物品 (goods) については、先述した通りであるが、この定義は、改正前は 1105条(1)項に置かれていたものであるが、今回の改正で 1103条(1)(k)項に置かれることとなった。それに伴い、1105条(1)項は削除され、改正前の(2)項以下

の項数が繰り上がるとともに、二一〇五条の条文の表題から「物品 (goods)」が削除され、条文の表題は「移動可能性…将来 物品：『区分』…『商業上の単位』」となった。そして、今回改正では、二一〇八条「他の法にしたがう取引」が、二A 一〇四条に就いて、新たに規定された。これは国連の国際動産売買条約やマグヌソン・モス保証法 (5 U. S. C. §§2301-2312) などの連邦法の適用を想定したものである。

- 二一〇八条 他の法にしたがう取引
- (1) 本編にしたがう取引は、適用のある以下の法にもしたがう。
- (a) 他の買主の名義による物品の権原証書が効力を有する前に、二一四〇三条(2)項の規定により通常の取引過程における買主の権利が発生した場合を除いて、「自動車、トラクター、移動住宅、ボート、農業用トラクター等のようなものを対象とするこの州の権原証書についての法律をリストする」
- (b) 消費者に対する異なるルールを確立する法のルール
- (c) 取引に適用されるこの州の法律。例えば、次のようなことを扱う法律：
- (i) 農産物の売買またはリース
 - (ii) 人血、血液製品、人体組織、または部分の移転
 - (iii) 芸術家による芸術作品または芸術的印刷物の委託販売

欺防止法の要件である「契約価格五〇〇ドル以上」を「契約価格五千ドル以上」に金額を引き上げたほか、全体にわたり「書面 (writing)」を「記録 (record)」に改め、紙を用いない電子記録なども記録媒体として含むように改正された。また、(3)項は、(1)項の詐欺防止法の形式的要件を満たさない契約でも強行可能 (enforceable) な例外の場合を規定するが、その(3)(b)項で、「裁判所の手続で (in court)」との文言を「宣誓 (under oath)」と改正した。これにより、法廷外でなされた宣誓証言録取書や宣誓供述書 (affidavit) なども含まれるようになった。また、(4)項が新設され、「本条のもとで強行可能な契約は、それが契約後一年ないしその他の期間内に、履行されえないという理由だけでは、強行可能でないとはいえない」と規定された。これは、改正前の詐欺防止法に関する州法等のいわゆる一年ルールを廃する目的を有する。なお、全体にわたり、シェンダー・フリーとなるよう形式的に表現が改められている。

二一〇二条および二一〇三条でも、表題および条文中の「書面 (writing)」が「記録 (record)」に改められ、二一〇二条の表題は「記録上の (in a record) 最終的表現：口頭または外部の証拠」となった。なお、二一〇二条 (1)(a)項

- たは移転
- (iv) 頒布合意、フランチャイズ、および物品の販売がなされるその他の関係
 - (v) 食料品や薬品の不当表示や粗悪品
 - (vi) 自動車、モーター付き車椅子、農業用設備、補聴器のような特定の製品のディーラー

- (2) (1)(a)項による通常の取引過程における買主の権利を除いて、本編と(1)項で言及された法とが抵触する場合、その法が規律する。
- (3) 本編の目的としては、(1)項で言及された法の不遵守は、その法に特定された効果のみを有する。
- (4) 本編は、連邦電子署名法 (E.Sig.法) の七〇〇一条(c)項を修正、限定ないしそれに代わるものではなく、また七〇〇三条(b)項に規定された通知の電子的伝達を正当と認めるものではないが、それ以外の場合は、同法を修正、限定し、またはそれに代わる。

第二章 契約の方式、成立、条項および再調整…電子的契約締結

第二章の表題に、条項 (terms) および電子的契約締結 (Electronic Contracting) の文言が追加された。

二一〇一条「形式要件…詐欺防止法」では、改正前の詐欺防止法の要件である「契約価格五〇〇ドル以上」を「契約価格五千ドル以上」に金額を引き上げたほか、全体にわたり「書面 (writing)」を「記録 (record)」に改め、紙を用いない電子記録なども記録媒体として含むように改正された。また、(3)項は、(1)項の詐欺防止法の形式的要件を満たさない契約でも強行可能 (enforceable) な例外の場合を規定するが、その(3)(b)項で、「裁判所の手続で (in court)」との文言を「宣誓 (under oath)」と改正した。これにより、法廷外でなされた宣誓証言録取書や宣誓供述書 (affidavit) なども含まれるようになった。また、(4)項が新設され、「本条のもとで強行可能な契約は、それが契約後一年ないしその他の期間内に、履行されえないという理由だけでは、強行可能でないとはいえない」と規定された。これは、改正前の詐欺防止法に関する州法等のいわゆる一年ルールを廃する目的を有する。なお、全体にわたり、シェンダー・フリーとなるよう形式的に表現が改められている。

二一〇四条「契約成立の一般的要件」では、(1)項の修正と(4)項の新設がなされた。(1)項は「申込と承諾」、「電子代行手段間の対話、電子代行手段と個人との対話」という文言が追加され、「物品の売買契約は、申込と承諾、その契約の存在を認める両当事者による行為、電子代行手段間の対話および電子代行手段と個人との対話も含め、合意を証明するに足る方法によってなされ得る」となった。新設された(4)項は次のように規定する。

- 二一〇四条 契約成立の一般的要件
- (4) 二一〇一条から二一〇三条に規定された場合を除いて、次のルールが適用される。
- (a) たとえ、個人が電子代行手段の行為や結果としてきた条項や合意を知らずまた検討していなくとも、契約は、当事者の電子代行手段間の対話により成立しうる。
 - (b) 契約は、電子代行手段と自己または他人のために行為する個人との対話によっても成立しうる。もし個人が、ステート

メントの採用ないし作成を自由に拒絶できるはずの行為をなし、かつ、その個人が、その行為またはステートメントが、次のことを生じさせることを知っているはずである場合には、契約は成立する。

- (i) 電子代行手段により取引や履行を完成させる。
- (ii) 電子代行手段が反応できない個人によるその他の表現や行為に関わらず、申込の承諾を示す。

この二二〇四条(4)項は、統一電子取引法(UETA)の四四条に做ったものである。本条は、二二二一条、二二二二条、二二二三条とともに、電子的な契約の成立の障害を取り除く規定である。(4)(a)項により、契約時に自然人の意思を欠く場合、契約は成立しないとの抗弁は否定され、(4)(b)項により、いわゆるクリック・スルー契約も有効とされる。クリック・スルー契約とは、例えば、インターネットのサイトで、スクリーン上で「I agree」をクリックすれば、取引は完了すると告げられるような形態の取引である。なお、本項は、契約の成立を規律するが、契約の合意内容がいかなるものかについては、二二〇七条により規律される。電子的な契約の成立においても、詐欺とか錯誤といったエクイティ上の防禦は制限されないが、しかし、電子的な錯誤に関する法

(c) この法律の条項により与えられまたは組み込まれた条項であり、あらゆる物品売買契約に適用される。履行前か履行中に当事者間で書式が交換された場合、本条によれば、最初の書式と最後の書式のいずれをも有利に取り扱わず、それぞれに同じテストが適用されることになる。この点で、改正前の二二〇七条およびコモン・ローの適用による結果と異なることになる。本条のもとでは、当事者が「合意した」かどうかを決定するために、裁判所に改正前の規定よりも広い裁量を認めることになる。多くのケースでは、履行がなされたという事実だけでは、追加的条項や申込と異なった条項に、他方当事者が同意したものと解釈されるべきではなからう。追加的条項や異なった条件を含むオファー、カウンター・オファー、アクセプタンスなどと題された記録を送ったとしても、他方当事者が、その追加的条項や異なった条件に履行により合意したとみなされるべきではなく、この場合、(a)(c)項により契約条項は確定されよう。しかし、もし履行に先行する合意がなく一方当事者のみが記録を送った場合は、事情

この二二〇七条は、契約の条項を確定することが目的であり、あらゆる物品売買契約に適用される。履行前か履行中に当事者間で書式が交換された場合、本条によれば、最初の書式と最後の書式のいずれをも有利に取り扱わず、それぞれに同じテストが適用されることになる。この点で、改正前の二二〇七条およびコモン・ローの適用による結果と異なることになる。本条のもとでは、当事者が「合意した」かどうかを決定するために、裁判所に改正前の規定よりも広い裁量を認めることになる。多くのケースでは、履行がなされたという事実だけでは、追加的条項や申込と異なった条項に、他方当事者が同意したものと解釈されるべきではなからう。追加的条項や異なった条件を含むオファー、カウンター・オファー、アクセプタンスなどと題された記録を送ったとしても、他方当事者が、その追加的条項や異なった条件に履行により合意したとみなされるべきではなく、この場合、(a)(c)項により契約条項は確定されよう。しかし、もし履行に先行する合意がなく一方当事者のみが記録を送った場合は、事情

は、十分に発達していないのが現状である。

二二〇六条「契約締結における申込と承諾」では、(3)項が新設された。すなわち、「記録における明確で時宜を得た承諾の表現は、たとえ、それが追加的条件を含みまた申込と異なっていたとしても、承諾として機能する」である。これは、コモン・ロー上の契約成立の要件とされている鏡像ルール (mirror image rule)、すなわち、申込とそれに対する承諾の内容は完全に一致することを要するというルールを否定するものである。

二二〇七条はその表題が改正前の「承諾または確認の追加的条項」から「契約条項・確認の効果」と改められ、その内容は次のように全て書き改められた。

二二〇七条 契約条項・確認の効果

- 二二〇二条にしたがって、もし、(i)当事者の記録がほかに契約を確立しないものの、両当事者による行為が契約の存在を認識するものならば、(ii)契約が申込と承諾により成立するならば、(iii)どのような方法であれ成立した契約が、追加的条項や異なった条項を含む記録により確認されるならば、その契約の条項は、
 - (a) 両当事者の記録にあらわれている条項である。
 - (b) 記録の有無にかかわらず、両当事者が合意した条項である。

は異なる。例えば、買主が購入注文を送り、口頭でも何も合意がない場合で、注文に応じて売主が物品を引渡したが、売主としては自己の承認書や承諾書を買主に送付しない場合、売主は、通常、購入注文の条件に合意したものととして取り扱われる。

二二二〇条「履行の委任・権利の譲渡」は、改正第九編(二)に九四〇一条以下)に平仄を合わせるために、全面的に改正された。本条は、売買契約においては、権利の譲渡と義務(履行)の委任は一般的に通常のことであって許容されるものという原則の認識に立っている。次に掲げる(1)(a)項について述べれば、通常自己の契約上の義務を履行した売主は代金債権を第三者に譲渡できて当然であり、これは通常の売掛債権譲渡金融(ファクタリング)である。ただし、売主がまだ契約上の義務を履行していないうちに代金債権を第三者に譲渡することは、売主の義務履行へのインセンティブを減じ、買主のリスクを増大させる可能性があるといえよう。

二二二〇条 履行の委任・権利の譲渡

- (1) 売主または買主が契約上の権利を譲渡した場合、次のルールが適用される。

- (a) (b)項にしたがって、また九 四〇六条に別段の定めがあるか別段の合意がなされた場合を除き、譲渡が他方当事者の義務を実質的に変えたり、契約により課された負担やリスクを実質的に増大させたり、あるいは、反対履行を得る機会を実質的に減ずるものでなければ、売主又は買主の全権利は譲渡される。全体の契約の違反に対する損害賠償を求める権利または譲渡人の全債務の適正な履行から生ずる権利は、別段の合意にも関わらず、譲渡されえる。
- (b) 契約上の売主の権益への担保権の設定、付着、完全化、もしくは強制は、買主の義務を実質的に変え、買主の負担やリスクを実質的に増大させたり、もしくは(a)項のものと反対履行を得る買主の機会を実質的に減ずるような、譲渡ではない。ただし、担保権の強制が売主の実質的な履行の委任となる場合には、その限度でそのような譲渡となる。この場合であっても、担保権の設定、付着、完全化、または強制は有効である。しかし、売主は買主に対して、買主が合理的に防止できなかった損害の限度で、委任によって生じた損害を賠償する責任を負い、また、裁判所は、契約解除や担保権実行ないし担保権実行の貫徹に対する差止命令を含む他の適切な救済を与えることが出来る。
- (2) もし売主または買主が契約上の義務の履行を委任する場合、次のルールが適用される。
- (a) 別段の合意がないかぎり、または他方当事者がもとの約束

- 者が契約上要求される行為を履行させたり支配させたりすることに実質的な利益を有するのでないかぎり、当事者は委任を通じてその義務を履行することができる。履行の委任は、委任した当事者の履行義務や違反に対する責任を免除するものではない。
- (b) 譲渡人による義務の委任承諾は、それらの義務を履行する約束を構成する。この約束は、譲渡人または元の契約の他方当事者のいすれからも強行可能である。
- (c) 他の当事者は、履行を委任する譲渡を不安の合理的理由を生むものとして扱つて出ることが出来、かつ、譲渡人に対する自己の権利を失うことなく、譲渡人からの確約(二一六〇九条)を要求することができる。
- (d) (a)項で委任可能とされるのであれば、義務の委任を禁じる契約条項は強行可能であり、企てられた委任は、有効ではない。
- (3) 「当該契約」または「契約上の自己の全権利」の譲渡ないしは類似の一般条項による譲渡は、権利の譲渡であり、また文言または譲渡担保としてなされたような状況が反対のことを示すのでない限り、それはまた譲渡人の義務の履行の委任でもある。
- (4) 状況が反対のことを示さないかぎり、「当該契約」の譲渡の禁止は、譲渡人の履行を譲渡人に委任することだけを禁止するものと解釈される。

次の二二二一条から二二二三条は、電子取引に対応すべく、今回の改正で新設された規定である。

- 二二二一条 電子契約 電子記録および電子署名の法的認識
- (1) 記録や署名は、それが電子的形態であるという理由だけで法的効力や強行可能性を否定されない。
- (2) 契約は、その成立において電子的記録が使われたという理由だけで法的効力や強行可能性を否定されない。
- (3) 本編は、記録または署名が創造され、生み出され、送られ、通信され、受領され、蓄積され、またその他電子的手段や電子的形態で処理されることを要求するものではない。
- (4) 二二〇四条(4)(b)項のもとで、個人と電子代行手段との対話により成立した契約は、もし個人が、電子代行手段が個人により提供された条項に反応できないことを知っていたはずなら、個人により提供された条項を含まない。
- 二二二二条 帰属 (attribution)
- 電子記録または電子署名は、その行為が、その人またはその人の電子代行手段によるものであれば、その者の行為として帰責されるが、そうでなければ、その者はその行為に法的に拘束されることはない。
- 二二二三 電子通信
- (1) 電子通信の受領が法的効力を有する場合、たとえ個人が誰もその受領を認識していなくても、その効力を有するものとする。

- (2) 電子通信の電子的受領は、その通信が受領されたことを確認するが、しかし、それ自体においては、受領された内容に一致するもの(内容)が送られたことを確認するものではない。
- 二二二一条(2)項は、統一電子取引法(UEITA)の七条(a)(b)項から、(3)項は、同法の五条(b)項に做つたものである。
- (4)項は、統一コンピュータ情報取引法(UCITA: Uniform Computer Information Transaction Act)の二〇六条(3)項に基づいている。そして、それらは連邦電子署名法(E-Sign法)の規定と矛盾するものではない。契約は、法的効力を有するがしかし強行可能を欠く場合がある。電子的形態ゆえに法的効力を有するが強行可能性を欠く場合に、(2)項は、それを有効にするものである。(1)項も同趣旨である。ただし、電子契約だからといって、二二〇四条および二二〇六条に規定される契約の成立要件が緩和されるわけではない。
- 二二二一条は、統一電子取引法(UEITA)九条に做つた規定である。いったん電子署名がその者に帰責されれば、電子署名に関連付けられた記録も、その者に帰責されよう。ただし、詐欺、偽造や他の無効にする原因をその者が立証した場合を除かれる。なお、電子署名は記録を人に帰責する唯

一の方法ではないことに注意を要する。ファックスに印字された送信元の記録やレターヘッドなども、帰責の原因となり得る。

二二二三条は、統一電子取引法（UETA）の二二二条(e)(f)項をもとにつくられたものである。本条は、電子通信の交換が契約の成立を構成するかの問題については何も述べておらず、それは二二二四条および二二二六条で取り扱われる。

第三章 一般的義務および契約の解釈

二二二九条「特定期限規定の欠如…解除の通知」では、(3)項の末尾に、次の文を新たに追加している。すなわち、「通知の性質と時機に対する基準を特定する条項は、もし、その基準が明白に不合理でない限り、強行可能である」。これは、二二二〇一年改正第一編一三〇二条(b)項（改正前第一編一〇二条(3)項）に基づくものである。これは契約当事者により大きな自律性を与えるものであり、適切な状況のもとでは通知の基準として「通知しない」ということも合意し得る。

二二三二条「権原の保証および権利侵害に対する保証…権利侵害に対する買主の義務」では、(1)(a)項を、「譲渡された

権原は、完全なものでありその移転は正当なものであること。そして、物品に対する真実らしい請求や権益ゆえに、買主を訴訟に不合理に曝すものではないこと。」と修正するほか、(2)項と(3)項の内容を入れ替えて規定したが、規定内容は、改正前にほぼ同じである。

(2)項は、「別段の合意がない限り、その種の物品を通常扱っている商人である売主は、第三者による権利侵害等を理由とする正当な請求を受けることなく、その物品が引渡されることを保証するが、売主に見本を提供する買主は、その見本に従うことから生ずる同様の請求を受けることがないよう、売主を無害の状態に保たなくてはならない」と規定し、(3)項は、「具体的文言によつてか、あるいは売主が権原を自己のものだと主張していないこと、または売主は自己もしくは第三者がもっている権利または権原のみを売ると主張していること、または売主が、権利侵害や類似の請求に服することを条件として売っていることを買主が知るべき状況によつてのみ、この項による保証は排除または修正される」と規定している。

二二三三条「確認、約束、説明、見本による明示的保証…救済約束」では、まず今回の改正で表題に「救済約束（remedial promise）」が追加されている。(1)項が新設されて、「本

条では、『直接買主（immediate buyer）』とは売主と契約を締結する買主を意味する」と規定され、改正前の(1)項が改正後の(2)項というように、項数が順次繰下げられた。そして更に、(4)項が新設され、「売主による直接買主に対する全ての救済約束は、特定された出来事が生じた際にその約束が履行される」という債務を創設する」と規定された。直接買主の語を用いるのは、本条の明示的保証と救済約束は、売主と直接契約関係にある買主に限られることを明らかにするためである。売主と直接の契約関係にない間接購入者（remote purchaser）に対する売主の義務については、新設規定である二二三三A条および二二三三B条が規定する。なお、買主が直接の売主に二二三三条に規定する権利を有することは、当該買主が、間接の売主に、二二三三A条ないし二二三三B条の権利を主張することを妨げるものではない。

二二三三A条 物品に同封または添付された記録により生ずる間接購入者への義務

- (1) 本条では、
- (a) 「直接買主」とは売主と契約を締結する買主を意味する。
- (b) 「間接購入者」とは、直接買主または通常の流通連鎖における他の者から物品を購入またはリースする者を意味する。

(2) この条項は、新品である物品、または通常の流通の連鎖における購入取引において新品として売却されたまたはリースされた物品に対してのみ適用される。

(3) 物品に同封されまたは添付された記録において、売主が、物品に関連する事実や約束の肯定をなし、または物品に関連した説明を提供し、ないしは救済約束をなした場合で、売主が合理的にその記録が間接購入者に与えられるべきものと予期し、そして（実際に）与えられた場合には、売主は、間接購入者に次のような義務を負う。

- (a) 間接購入者の地位にある合理的な者が、事実や約束や説明の肯定が義務を生ずるとは信じないようなものでない限り、その物品は、事実、約束または説明の肯定に一致するであろう。
- (b) 売主は救済約束を履行するであろうこと。

(4) この条項の義務の創設には、売主が「誓約保証」や「保証」のような公式の用語を用いたり、または売主が義務を引き受ける旨の特定の意図を有することを、必ずしも必要としない。しかし、物品の価値だけを肯定するものや売主の物品に関する意見や推薦だけを主張する意見表明は、義務を生じない。

- (5) この条項による生じた義務の違反に対する救済には、次のルールが適用される。
- (a) もし（救済の）修正や限定が購入時までに関接購入者に与えられた場合、もしくは修正や限定が、事実や約束または説

明の肯定を含む記録に含まれている場合、売主は、間接購入者が利用できる救済を修正しないし限定できる。

(b) 救済の修正や限定にしたがう条件で、違反した売主は、二七―五条の付随的損害または間接損害に対する責任を負うが、逸失利益に対しては負わない。

(c) 間接購入者は、合理的な方法で決められた、通常過程の出来事に帰することが出来る損害を、(2)項により生ずる売主の義務の違反に対する損害として、回復することが出来る。

(6) 物品が売主の支配を離れたとき、当該物品が、事実の肯定・約束または説明に一致しないならば、救済約束にあたらぬ義務の違反となる。

二 三三―三B条 公衆に対する通信により生ずる間接購入者に対する義務

(三三―三A条とは次の(3)項本文と(5)(a)項のみが異なる)

(3) 宣伝または公衆に対する類似の通信において、売主が、物品に関連する事実や約束の肯定をなし、物品に関連する説明をなし、または救済約束をなした場合で、そして間接購入者が、物品が事実や約束や説明の肯定に一致するであろうか、または売主が救済約束を履行するであろうとの認識と期待を有して購入取引に入ったときは、売主は次のような義務を間接購入者に負う。

(a) 間接購入者の地位にある合理的な者が、事実や約束や説明の肯定が義務を創設したと信じないようなものでない限り、

その物品は、事実、約束または説明の肯定に一致するであろうこと。

(b) 売主は救済約束を履行するであろうこと。

(5) この条項により生ずる義務の違反に対する救済には、次のルールが適用される。

(a) もし、(救済の)修正や限定が購入時までに間接購入者に与えられた場合、売主は間接購入者が利用可能な救済を修正ないし限定できる。修正や限定は、事実や約束や説明の肯定を含む通信の一部として与えることができる。

二 三三―三A条および二 三三―三B条は、新品の間接購入者に対して売主の義務を拡大する判例法と実務にしたがうものである。三三―三A条は、いわゆる「pass-through warranties」である。製造者が製品に同封した保証書などがそれにあたる。もし、製造者が直接消費者に売れば二 三三―三A条の適用があり、二 三三―三A条の適用はない。明示的保証(Express Warranty)の語は本条では用いられていないが、それは保証(warranty)が、二 三三―三A条のもとでは、当事者の交渉の基礎の一部から生じるという要件があるからである。しかし、救済約束(remedial promise)にはそのような要件はなく、そこから義務を生ずることがある。そこで、保

証(warranty)ではなく、義務(obigation)の語を用いたものである。三三―三A条(3)項の例としては、容器の外面に貼られたラベル、容器内のカード、小冊子で購入時に間接購入者に手渡されたものなどがあげられる。

二 三三―三六条「保証の排除または修正」では、商事契約と消費者契約との区別を前提に、消費者契約の場合における保証の排除または修正の要件を新たに(2)項および(3)(a)項の中に追加した。(2)項では、「(3)項の定めにしたがって、消費者契約における商品性の黙示の保証またはその一部を排除ないしは修正するためには、その文言が記録にあり、かつ(文言が)顕著であり、そして、売主は、この契約に別段の定めがない限り物品の品質に対して何ら責任を負わない」旨を文言中で述べなくてはならない」とされる。また、「消費者契約ではない(他の契約では、文言で商品性に言及しなくてはならず、そして記録において、その文言は)顕著ではなくてはならない」とされる。そして黙示の適合性(fitness)の保証を排除する場合、排除は記録によってなされ、かつ顕著でなくてはならないが、消費者契約の場合は、さらに、「契約に別段の定めのない限り、貴方がこれらの物品を購入しようとしている特定の目的に、その物品が適合するであろうことについて、

売主は何ら責任を負わない、旨を文言中で述べなくてはならない」とされる。(3)(a)項でも、消費者契約の場合に記録上の顕著性が要求されることが追加的に規定された。(3)(b)項では、買主の物品検査に関して、改正前は単に「買主が物品の検査を拒絶した」との部分だが、「売主による(検査の)要求後に、買主が物品検査を拒絶した」と改められた。

二 三三―三八条は、表題から「明示または黙示(の保証)」を削り、義務という文言を追加して、「第三受益者への保証と義務」を新しい表題とした。内容は改正前のものに救済約束から生ずる義務を加えて、二 三三―三A条および二 三三―三B条に合わせて書き改められた。

二 三三―三八条 第三受益者への保証と義務

(1) 本条では、

(a) 「直接買主」とは売主と契約を締結する買主を意味する。
(b) 「間接購入者」とは、直接買主または通常の流通連鎖における他の者から物品を購入またはリースする者を意味する。

(2) Alternative A

直接買主に対する売主の保証 および、明示だろうと黙示だろうと、売主の直接買主に対する救済約束、ないし二 三三―三A条または二 三三―三B条のもとの間接購入者に対する売主の義務

は、直接買主または間接購入者の家族または世帯に在る者、またはその家への客であつて、その者がその物品を使用、消費し、もしくはその物品によって影響を受けることが合理的に期待される者で、保証、救済約束または義務違反により身体に傷害を負つた者に対しても及び、売主は、この条項の効力を排除しない制限してはならない。

(2) Alternative B

直接買主に対する売主の保証 および、明示だろうと黙示だろうと、売主の直接買主に対する救済約束、ないし二二二二A条または二二二二B条のものと間接購入者に対する売主の義務は、当該物品を使用し、消費し、ないしはそれにより影響されると合理的に期待される自然人であつて、保証、救済約束または義務違反により身体に傷害を負つた者に対しても及び、売主は、この条項の効力を排除しない制限してはならない。

(2) Alternative C

直接買主に対する売主の保証 および、明示だろうと黙示だろうと、売主の直接買主に対する救済約束、ないし二二二二A条または二二二二B条のものと間接購入者に対する売主の義務は、当該物品を使用し、消費し、ないしはそれにより影響されると合理的に期待される自然人であつて、保証、救済約束または義務違反により身体に傷害を負つた者に対しても及び、売主は、保証、救済約束ないし義務が及び個人の身体の傷害に関しては、この条項の効力を排除しない制限してはならない。

いう文言が削除され、表題が「承諾条件付売買、返還条件付売買」とされた。そして、(2)項の「(3)項に規定される場合を除いて」の文言が削除され、かつ(3)項全部が削除された。そして改正前の(4)項を(3)項に項数を繰り上げた。この改正は、一定の真正な委託販売取引は、改正前の二二二二六条(3)項と九二二四条で扱われていたが、これらの条項は削除され、改正第九編により置き換えられたことによる(九二二〇九条(4)項、九二二〇三条(d)項、九二二一九条参照)。

二二二二八条「競売による売買」では、(2)項および(4)項で若干の字句の修正がなされたほか、実務での実態を反映して、(3)項が全面的に書き改められた。

二二二三八条 競売による売買

(3) 物品が売り出された時または競売の際の時に、物品を取り下げる権利は留保されていないと明白な用語で宣言されないかぎり、競売による売買は、売主の物品を取り下げる権利に服する。物品を取り下げる権利が留保されている競売においては、競売人によって売買の完了が宣言まで、競売人はいつても物品を取り下げることができる。物品を取り下げる権利が留保されていない競売においては、競売人が一品目か一区分について入札を求めた後は、合理的期間内に全く入札がなされなかった場

二二二一九条から二二二二四条までは削除された。FOBやCIFといった海運・海用語については、インコタームスなど広く実務で用いられている規則・規範に委ねるのが望ましいからである。

二二二二五条の表題は変更され、「合意した信用状による支払いの不履行」とされ、第五編「信用状」の改正に合わせて条文内容も改正された。

二二二二五条 合意した信用状による支払いの不履行

当事者が第一義的な支払い方法は信用状であると合意した場合、次のルールが適用される。

- (a) 信用の高い金融機関によって発行または確認され、発行者および確認者が物品の引渡を証する書類の呈示に対して支払を確約する信用状を、売主に時宜にかなった時期に引渡すことにより、買主の支払義務は、一時停止される。
- (b) 合意にしたがった信用状を一方当事者が時宜にかなった時期に発給しないことは、売買契約違反となる。
- (c) 信用状が払えないし拒絶された場合、時宜にかなった通知をなして、売主は買主からの直接支払いを求めることができる。

二二二二六条の表題からは、「委託販売と債権者の権利」と

合でない限り、その品目や区分は取り下げることは出来ない。いずれの場合においても、競売人が売買の完了を宣言するまで、入札者は入札を取下げることができるが、しかし、入札者の(入札)取下げは、それより前の入札を生き返らせるものではない。

第四章 権原、債権者および信義誠実な買主

二二四〇三条「移転の権限：誠実な物品購入者・委託」では、字句の修正のほか、内容的にはほぼ同一ながら、(2)項の一部が書き改められ、「その種の物品を扱う商人に対する物品の委託は、その商人に、委託者の物品に対する全ての権利を移転する権限、および委託者のいかなる権益からも自由な物品を通常の営業の過程における買主に移転する権限を付与する」とされた。

第五章 履行

二二五〇二条「売主の支払不能時の買主の物品に対する権利」は、物品の特定により買主に与えられる追加的権利である。本条では、字句修正のほか、(1)項に次の(a)項および(b)項が追加され、改正前の(2)項を(3)項に項数を繰下げて、(2)項を

新たに追加した。すなわち、まず、(1)項の末尾の「もし、分割払いの第一回の支払を受領後一〇日以内に売主が支払不能となった場合」との文言を削除し、次の文を追加した。すなわち、「もし、(a)消費者により購入された物品の場合、売主が契約により要求されたような引渡を拒絶ないし履行しなかった場合…または、(b)あらゆる場合において、売主が、物品の代金の第一回目の分割払いを受領後一〇日以内に支払不能となった場合」である。(2)項は、「買主の(1)項による物品を回復する権利は、たとえ売主が引渡の拒絶や引渡の懈怠をしていなくとも、特別財産権の取得により生ずる。」と新たに規定された。特別財産権は、契約上の物品が特定したときに生ずるものである。

二 一五〇七条「売主の提供の効果…条件付き引渡」では、(2)項の一部が修正され、また(3)項が新設された。すなわち、(2)項「物品または権原証書の買主への引渡しの際に、弁済期が到来しておりかつ弁済が要求されている場合、支払がなされていなかったことを売主が発見しまたは発見しはせずであつた後合理的期間内に、売主は要求により引渡した物品の返還を請求することができる」、および(3)項「(2)項による売主の返還請求権は、通常の過程における買主の権利または本編(一

四〇三条)のもと他の誠実な有償購入者の権利に服する」との規定である。この(2)項および(3)項は、売主の権利を、信用売買と現金売買において同様のものとするものである。

二 一五〇八条「不適切な提供ないし引渡しの売主による治療…取替え」は全面的に書き改められた。

二 一五〇八条 不適切な提供ないし引渡しの売主による治療…取替え

(1) 二 一六〇一条または二 一六二条の規定により、買主が物品ないしはその引渡しの提供を拒絶し、または、消費者契約の場合を除いて、二 一六〇八条(1)(b)項の規定により買主が受領を取消した場合で、かつ履行のための合意された期間をいまだ経過していないとき、自己の費用で買主に対して適切な通知をなして誠実に履行をなした売主は、合意された期間内に、(契約に)適合した引渡しの提供をなすことにより契約違反を治療することができる。売主は、売主の契約違反とその後治療により生ぜしめられた買主の合理的な費用をすべて買主に補償しなくてはならない。

(2) 二 一六〇一条または二 一六二条の規定により、買主が物品ないしはその引渡しの提供を拒絶し、または、消費者契約の場合を除いて、二 一六〇八条(1)(b)項の規定により買主が受領を取消した場合で、かつ履行のための合意された期間を徒過したと

き、自己の費用で買主に対して適切な通知をなして誠実に履行をなした売主は、それが当該状況下で適切かつ時宜に叶つたものであるならば、(契約に)適合した物品の提供をなすことにより、契約違反を治療することができる。売主は、売主の契約違反とその後治療により生ぜしめられた買主の合理的な費用をすべて買主に補償しなくてはならない。

二 一五〇八条では、消費者契約の場合、受領の正当な取消のあとに、治療は権利としては認められない。さらに、消費者契約の場合でも、取消が二 一六〇八条(1)(a)項の規定に基づいている場合も、治療は認められない。(2)項は、売主による瑕疵の治療の権利を、履行期間徒過後に拡大したものである。(1)項では、買主の正当な拒絶または非消費者契約における二 一六〇八条(1)(b)項の規定による受領の正当な取消が、売主に治療の権利を生じさせる。売主の誠実性の要件は(1)(2)項ともに、買主が当該物品を使用できないことを売主が知っているのに故意に提供することを防ぐと同時に、そのような誠実でない売主が治療という第二の権利を主張することを防ぐためのものである。また、「当該状況下で適切かつ時宜に叶つた」という要件は、買主を保護するためのものである。例えば、買主が代品を調達後に履行しても、それは時宜に叶つた

履行とはいえない。

第六章 違反、履行拒絶および抗弁

二 一六〇五条「具体的説明の懈怠による買主の異議申立権の放棄」では、字句修正と一部の書き改めがなされた。買主を不利に取り扱わずに、提供に存した瑕疵についての素早いかつ非公式な通知をなすことを許し、他方、治療可能な瑕疵を買主が述べなかつたときに売主を保護するものである。

二 一六〇五条 具体的説明の懈怠による買主の異議申立権の放棄

(1) 買主が拒絶と関連して具体的な瑕疵を述べず、また受領の取消と関連して取消を正当化する瑕疵を述べない場合、もし当該瑕疵が合理的な検査によって確かめられるものならば、買主は、以下の場合、受領の拒絶や取消を正当化するために、その述べられなかった瑕疵に依拠することは出来ない。

(a) 売主が瑕疵を治療する権利を有し、時宜に叶つて瑕疵が述べられていたらそれが治療できたであろう場合

(b) 商人間では、買主が拒絶後に、買主が依拠することを主張しようとしている全ての瑕疵についての完全かつ確定的な記録形態による説明を、売主が記録により要求した場合

(2) 買主に呈示された証書に対する買主の支払が権利留保なしになされたとき、当該証書の表面上明白な瑕疵に対してなされた

支払の回復はできない。」

二 一六〇七条「受領の効果…違反通知…受領後の違反の立証責任…応訴すべき者に対する請求権または訴訟の通知」では、字句の修正のほか、(3)(a)項の末尾に、「買主が違反を発見しまたは発見したはずの後合理的な期間内に、買主は売主に通知なくてはならない。しかし、時宜を得た通知をなさないときは、売主がその不通知により損害を受けた範囲に限って、買主は救済を受けること出来ない。」との一文が追加された。

二 一六〇八条「全部または一部の受領の取消し」では、字句修正のほか、次の(4)項が新設された。

- 二 一六〇八条 全部または一部の受領の取消し
- (4) もし、買主が正当な拒絶や正当化できる受領の取消の後に当該物品を使用した場合、次のルールが適用される。
 - (a) その状況下での買主による不合理な使用は、売主に対して不法となり、そして売主によって承認された場合のみ受領となる。
 - (b) その状況下での合理的な使用は、売主に対して不法とならず、また受領とならない。しかし、適切な場合には、買主は売主に対して使用の対価を支払う義務を負う。

済手段については触れていない。救済手段は選択的なものではなく、累積的なものであり、売主は複数の救済手段を重畳的に行使することができるのが原則である。複数の救済手段が併用できない場合があるとしても、それは全て個々のケースの事情によるものである。

- 二 一七〇三条 売主の救済一般
 - (1) 買主による契約違反は、物品の受領を違法に拒絶すること又は違法に取消す試み、契約上の義務の違法な不履行、期日における不払、拒絶を含む。
 - (2) もし買主が契約違反をした場合、売主は、この法律や他の法に規定された範囲で、次のことをなし得る。
 - (a) 物品の引渡の差し控え、
 - (b) 二 一七〇五条による物品の引渡の停止
 - (c) 契約で特定されていない、もしくは未完成の物品に関する二 一七〇四条の規定による手続を進め、
 - (d) 二 一五〇七条(2)項もしくは二 一七〇二条(2)項により物品を再請求し、
 - (e) 二 一三二五条(c)項により買主から直接の支払を要求し、
 - (f) 解除し、
 - (g) 二 一七〇六条により再販売して損害を回復し、
 - (h) 二 一七〇八条(1)項により不受領および取消に対する損害を

二 一六一〇条「履行期前の履行拒絶」では、字句修正のほか、(2)項が新設され、「拒絶は、合理的な者が、他方当事者が契約上の履行期において履行をなさないであろうかまたはできないかということの意味すると解釈するであろうかまたはよび合理的な者にとって、他方当事者による将来の履行が不可能と思われるような自発的かつ積極的な行動を含む。」と規定された。これは、当事者が、リステイトメント(第二版)契約(Restatement (2d) of Contracts § 250)に基づいて、履行義務を拒絶したと考えることができる時期についての指針を与えるものである。

第七章 救済

二 一七〇二条「買主の支払不能を発見した際の売主の救済」では字句修正のほか、(1)項の「一〇日」が「合理的な時間」に改正され、(3)項の信義誠実な買主が「信義誠実な有償の買主」と修正された。

二 一七〇三条「売主の救済一般」は全面的に書き改められた。本条は、第二編のもとの売主が利用可能な救済手段のリストであり、また、買主の支払不能時における売主の法律上の救済についても列挙するものである。他の法が与える救

- 回復し、
 - (i) 二 一七〇八条(2)項により逸失利益を回復し、
 - (j) 二 一七〇九条により価格を回復し、
 - (k) 二 一七〇六条により特定履行を得て、
 - (l) 二 一七八条により確定された損害賠償額を回復し、
 - (m) 他のケースでは、当該状況下で合理的な方法により損害を回復する。
- (3) 買主が支払不能となった場合、売主は、次のことをなし得る。
 - (a) 二 一七〇二条(1)項による物品の引渡の差し控え、
 - (b) 二 一七〇五条による物品の引渡の停止
 - (c) 二 一七〇二条(2)項による物品を再請求

二 一七〇六条「売主の転売・転売契約」では、二 一七〇二条の改正に平仄を合わせるため、付随的損害と同様に間接損害も含むよう字句修正がなされたほか、損害額を転売価格と契約価格の差で測る規定の仕方となっていたものを、語句を反対にし、契約価格と転売価格との差で測るように規定した。ただし、契約価格の方が直接損害額であるために大きな数字であるからである。また、(7)項が新設され、「本条による売主の転売の失敗は、売主を他の救済から排除しない。」と規定された。

二七〇七条「売主の地位にある者」の(2)項が修正され、「売主の地位にある者は、本編のもとの売主の救済と同じ救済を享受する。」と規定された。これにより、改正前の第二編では限られた範囲の救済のみが与えられていたものが、いまや売主が利用できるものと同じ範囲の救済を得られることとなった。

二七〇八条「受領拒絶または契約解除に対する売主の損害賠償」、二七〇九条「価格請求訴訟」、二七〇一条「売主の付随的損害および間接損害」、二七二三条「不引渡または履行拒絶に対する買主の損害賠償請求」では、損害賠償の範囲に付随的損害 (incidental damages) のほか間接損害 (consequential damages) も含まれるように改正されている。ただし、二七二〇条(3)項は、消費者契約においては、売主は消費者から間接損害賠償を得ることはできないと規定する。

二七二一条「買主の救済方法一般：受領拒絶された物品に対する買主の担保権」では、(1)項および(2)項が次のように全面的に書き改められた。

二七二一条 買主の救済方法一般：受領拒絶された物品に対する買主の担保権

二七二二条「代品入手」…買主による代替物の調達」では、「違反 (breach)」の意味を明確にするため、(1)項冒頭を「売主が違法に引渡しをなさずまたは拒絶し、または買主が受領を正当に拒絶または取消した場合」と修正した。

二七二六条では、両当事者が特定履行を受けられるように、条文の表題が「特定履行：買主の動産占有回復請求権」と修正されたほか、(1)項末尾に「消費者契約以外の契約では、当事者がその救済 (特定履行) に合意すれば、特定履行は命令される。しかし、たとえ当事者が特定履行に合意しても、違反当事者の唯一残る契約上の義務が金銭支払であるときは、特定履行は命令されないことがある。」が追加された。また、(4)項が新設され、「(3)項に規定する買主の権利は、たとえ売主が引渡しを拒絶しまたはなさなかったとしても、特別財産権の取得により付与される。」と規定された。

二七二八条「損害賠償の清算または制限」の(1)項では、消費者契約の場合が明記され、「(1)一方の当事者による違反に対する損害賠償は、合意の中で確定額を定めてもよいが、違反により生じると予見されたかもしくは現実の危害、消費者契約においては、損害の立証の困難、および他の方法で適切な救済を求めることの不便もしくは不能であることに照らし

(1) 売主による契約違反は、売主が引渡ししないし契約上の義務の履行を違法に怠ること、(契約に)適合しない引渡しや履行の提供をなすこと、および拒絶を含む。

(2) (1)項により売主が契約違反となるときは、買主は、この法律または他の法により規定された範囲で、次のことをなす。

(a) 正当な解除、正当な拒絶または受領の正当な取消の場合において、支払った価格を回復する

(b) 二七二七項により、いまだ履行期にある代金から損害額を差し引く

(c) 解除

(d) 契約上特定されていたか否かに関わらず影響を受けた全物品について、二七二二の規定により損害をカバーする

(e) 二七二三条の規定により不引渡ないし拒絶による損害を回復する

(f) 二七二四条の規定による受領された物品に関する違反または救済約束に関する違反に対する損害を回復する

(g) 二五〇二条の規定により特定された物品を回復する

(h) 二七二六条の規定により、特定履行または動産占有回復訴訟ないし類似の救済により物品を取得する

(i) 二七二八条の規定により確定した損害賠償額を回復する

(j) 他のケースでは、当該状況のもとで合理的な方法により損害を回復する

て、合理的な金額でのみ確定され得る。」とされた。さらに、(1)項末尾の「不合理に高額な確定損害賠償を定める条項は、刑罰にあたるとして無効となる。」が削除され、新たに「二七一九条が損害賠償額を限定するが確定しない条項の強行可能性を定める」との一文が追加された。

改正前の二七二八条は、(1)予見されたまたは現実の危害、(2)損害の立証の困難、(3)適切な救済を得ることの不便もしくは不能であることの三つの要素を考慮して、損害賠償の確定条項の合理性を評価している。今回の改正では、消費者契約の場合を除いて、(2)(3)の要素が除かれることとなった。これは法を単純化し、ビジネスにおいて本条項の利用を奨励することがその目的である。

二七二三条「市場価格の証明：時間と場所」では、市場価格に基づく損害賠償の算定に関する(1)項が削除された。これは、履行拒絶の場合の損害賠償については、二七〇八条(1)(b)項および二七二三条(1)(b)項が適切な算定基準を定めているからである。

二七二五条「売買契約の提訴時効」の(1)(2)項は、全面的に改正された。改正前の二七二五条とは、次の五つの点で異なる。第一に、原則四年の提訴時効について、違反の発見

という基準により四年経過後も提訴を可能とする一方、訴権発生後五年という制限を設けたこと、第二に、提訴時効の短縮は消費者契約の場合は許されないとしたこと、第三に、(2)項で拒絶による契約違反等の場合の特別のルールを設けたこと、第四に、(3)(a)項で、保証違反に対する訴権の起算時を、引渡しの際提供かつ合意された物品の設置や組立を完了したときと規定したこと、第五に、(3)項は、二二三二条、二二三一A条、二二三一B条における違反について特別な定めを置いたこと、などである。

二七二五条 売買契約の提訴時効

- (1) この条項に別段の定めがない限り、売買契約違反の訴訟は、
- (2) (3)項の規定による訴権が生じた後四年かまたは違反が発見されたかされたはずだつた後一年のうち遅いほうの期間内に開始されなければならない。しかし、訴権が生じた時から五年を超えてはならない。当初の合意により当事者が提訴時効を一年を下回らない期間に短縮できるが、それを延長してはならない。しかし、消費者契約の場合、提訴時効は短縮できない。
- (3) 項に別段の定めがない限り、次のルールが適用される。
 - (a) この項に別段の定めがない限り、契約違反に対する訴権は、たとえ権利の侵害を受けた当事者が違反の事実を知らない場合でも生ずる。

- (b) 拒絶による契約違反の場合、権利を侵害された当事者がその拒絶を違反として扱うことを選んだ時または履行を待つ商業上合理的な期間を経過したときの、いずれか早いときに、訴権は生ずる。
- (c) 救済約束の違反の場合、(約束の)履行の期限到来時に救済約束が履行されない時に、訴権は生ずる。
- (d) 買主に対して主張された請求権のため、買主に対して責任がある者に対する買主による訴訟の場合、買主に対して責任がある者に対する買主の訴権は、当該請求権が初めて買主に對して主張されたときに生ずる。

- (3) 二二三二条、二二三三条(2)項、二二三四条、二二三五条の規定による保証の違反、または救済約束以外の二二三一A条、二二三一B条から生じる義務違反が、請求された場合、次のルールが適用される。

- (a) (c)項に別段の定めがある場合を除くほか、二二三三条(2)項、二二三四条、二二三五条の規定により生ずる保証違反に対する訴権は、売主が直接買主に二二三三条で規定されたように引渡しの提供をなし、合意されたように物品の設置や組立の履行を完了したときに生ずる。
- (b) (c)項に別段の定めがある場合を除くほか、救済約束以外の二二三一A条、二二三一B条の規定のもとの義務違反に対する訴権は、二二三一A条、二二三一B条の規定による間接購入者が物品を受領したときに生ずる。

- (c) 二二三三条(2)項から生ずる保証、または救済約束以外の二二三一A条、二二三一B条の規定から生ずる義務が、明白に物品の将来の履行に拡張され、そして違反の発見が履行期を待たねばならない場合、訴権は、二二三三条に規定された直接買主または二二三一A条、二二三一B条に規定された間接購入者が違反を発見しまたは発見したはずのときに生ずる。

- (d) 二二三二条の規定から生ずる保証違反に対する訴権は、権利の侵害を受けた当事者が違反を発見しまたは発見したはずのときに生ずる。しかし、権利侵害をしない旨の保証の違反に対する訴訟は、権利の侵害を受けた当事者に物品の引渡しの提供がなされた後六年を超えたあととは開始することはできない。

「改正前の(3)(4)項は、項数が繰り下げられ、(4)(5)項となった」